

## 6 財務比率の推移（平成23年度～平成27年度）

●学校法人会計基準改正後

消費収支計算書関係比率

区分		全国平均					判断基準	評価
		23年度	24年度	25年度	26年度	26年度		
人件費比率	人件費 帰属収入	58.4%	60.2%	61.3%	60.1%	50.9%	支出構成の適切さ	▼
人件費依存率	人件費 学生生徒等納付金	80.0%	79.8%	82.6%	81.3%	73.3%	収入と支出のバランス	▼
教育研究経費比率	教育研究経費 帰属収入	27.0%	31.6%	28.2%	28.6%	31.2%	支出構成の適切さ	△
管理経費比率	管理経費 帰属収入	5.2%	5.3%	7.1%	6.6%	9.0%	支出構成の適切さ	▼
学生生徒等納付金比率	学生生徒等納付金 帰属収入	73.0%	75.4%	74.2%	73.9%	69.5%	収入構成	～
補助金比率	補助金 帰属収入	16.7%	16.2%	15.5%	15.7%	12.2%	収入構成	△
消費収支比率	消費支出 消費収入	109.0%	103.2%	122.9%	143.1%	107.5%	収入と支出のバランス	▼
帰属収支差額比率	帰属収入－消費支出 帰属収入	9.2%	-1.7%	2.9%	4.3%	7.2%	経営状況	△

事業活動収支計算書関係比率

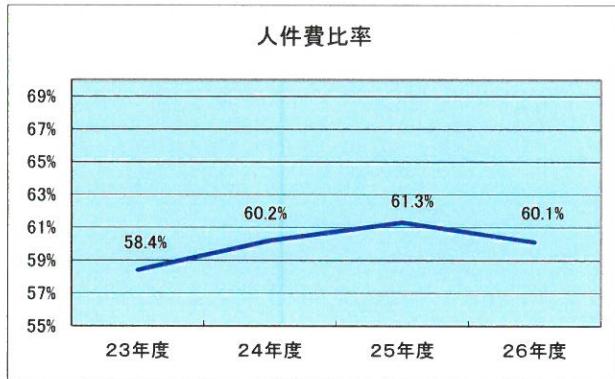
区分	分	27年度
人件費比率	人件費 経常収入	64.8%
人件費依存率	人件費 学生生徒等納付金	89.3%
教育研究経費比率	教育研究経費 経常収入	31.3%
管理経費比率	管理経費 経常収入	6.8%
学生生徒等納付金比率	学生生徒等納付金 経常収入	72.6%
補助金比率	補助金 事業活動収入	15.1%
基本金組入後収支比率	事業活動支出 事業活動収入－基本金組入額	109.8%
事業活動収支差額比率	基本金組入前当年度収支差額 事業活動収入	-3.5%

注1) 「全国平均26年度」欄については、日本私立学校振興・共済事業団発刊「平成27年度版今日の私学財政」より全国大学法人平均値

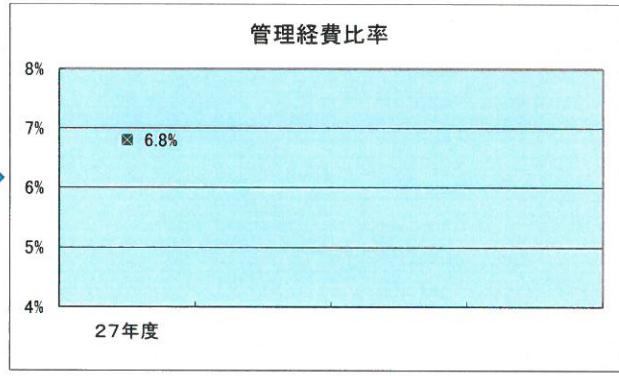
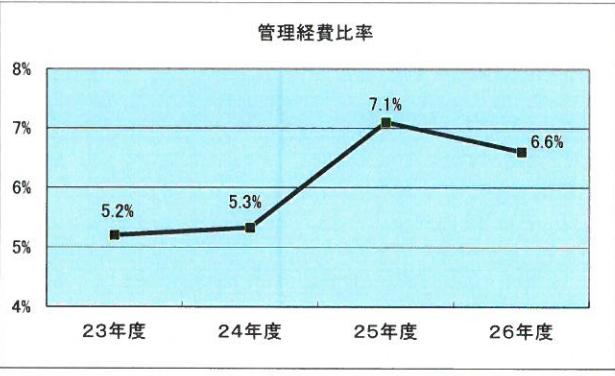
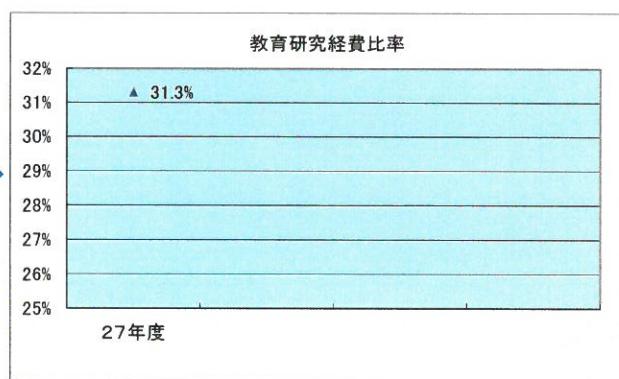
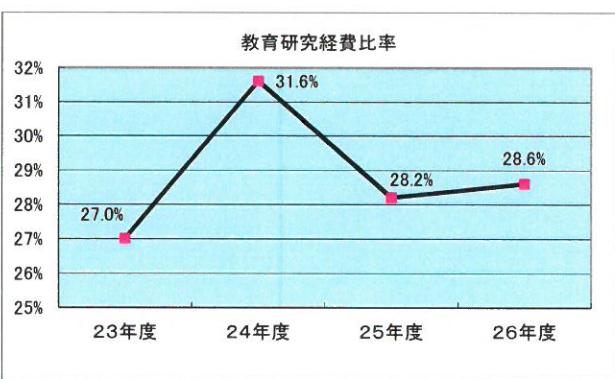
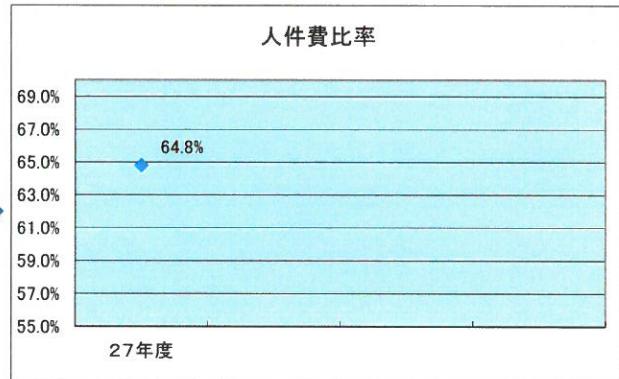
(医歯系法人を除く)から転記した。

注2) 評価欄の記号の意味は次のとおり。 △： 高い値が良い ▼： 低い値が良い ～： どちらともいえない

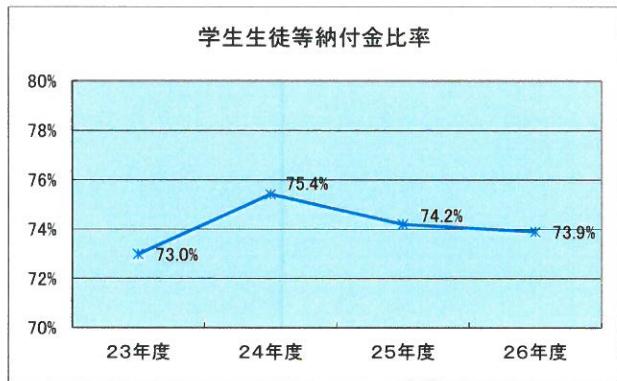
消費収支計算書関係比率



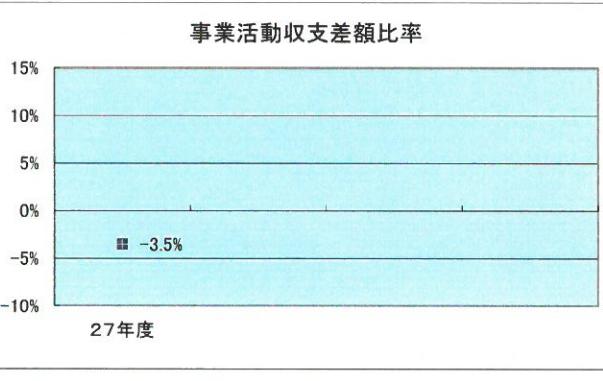
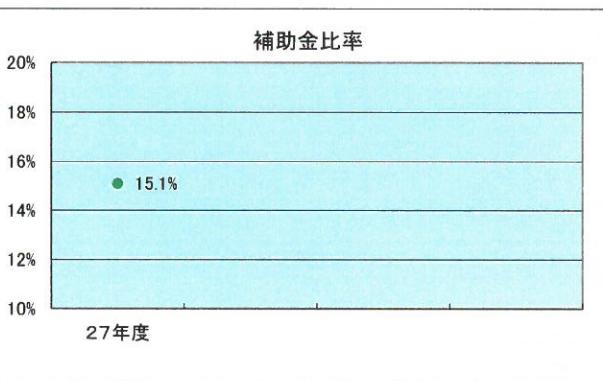
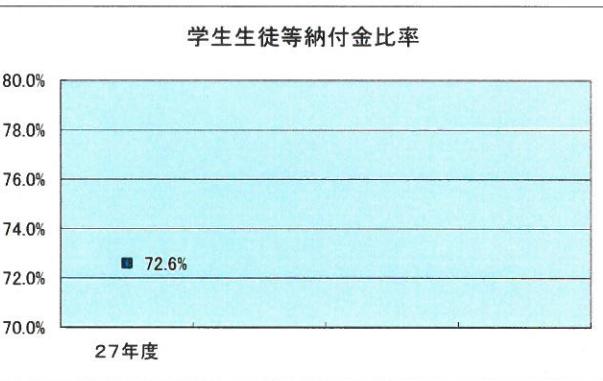
事業活動収支計算書関係比率



消費収支計算書関係比率



事業活動収支計算書関係比率



<コメント>

### 人件費比率

人件費の経常収入に占める割合を示す。

人件費は学校における最大の支出要素であり、この比率が適正水準を超えると経常収支の悪化に繋がる要因ともなる。教職員1人当たり人件費や学生生徒等に対する教職員数等の教育研究条件等にも配慮しながら、各学校の実態に適った水準を維持する必要がある。

### 人件費依存率

人件費の学生生徒等納付金に占める割合を示す。

この比率は人件費比率及び学生生徒等納付金比率の状況にも影響される。一般的に人件費は学生生徒等納付金で賄える範囲内に収まっている（比率が100%を超えない）ことが理想的であるが、学校の種類や系統・規模等により、必ずしもこの範囲に収まらない構造となっている場合もある点に留意が必要である。

### 教育研究経費比率

教育研究経費の経常収入に占める割合である。

教育研究経費には修繕費、光熱水費、消耗品費、保守点検委託費、旅費交通費、印刷製本費等の各種支出に加え教育研究用固定資産にかかる減価償却額が含まれている。これらの経費は教育研究活動の維持・充実のため不可欠なものであり、この比率も收支均衡を失しない範囲内で高くなることが望ましい。

### 管理経費比率

経常収入に対する管理経費の占める割合である。

管理経費は教育研究活動以外の目的で支出される経費であり、学校法人の運営にはある程度の支出は止むを得ないものの、比率としては低い方が望ましい。なお、管理経費と教育研究経費の区分、両者を合計した経費の支出状況や減価償却の程度等にも留意が必要である

### 学生生徒等納付金比率

学生生徒等納付金の経常収入に占める割合である。

学生生徒等納付金は、学生生徒等の増減並びに納付金の水準の高低の影響を受けるが、学校法人の事業活動収入のなかで最大の割合を占めており、補助金や寄付金と比べて外部要因に影響されることの少ない重要な自己財源であることから、この比率が安定的に推移することが望ましい。この比率の評価に際しては、同時に学生生徒等納付金の内訳や学生生徒等1人当たりの納付金額、奨学費の支出状況も確認することが重要である。

### **補助金比率**

国又は地方公共団体の補助金の事業活動収入に占める割合である。

学校法人において、補助金は一般的に学生生徒等納付金に次ぐ第二の収入源泉であり、今や必要不可欠なものである。私立学校が公教育の一翼を担う観点からも今後の補助金額の増加が大いに期待されている。しかし、この比率が高い場合、学校法人独自の自主財源が相対的に小さく、国や地方公共団体の補助金政策の動向に影響を受けやすいこととなるため、場合によっては学校経営の柔軟性が損なわれる可能性も否定できない。

### **基本金組入後収支比率**

事業活動収入から基本金組入額を控除した額に対する事業活動支出が占める割合を示す比率である。

一般的には、收支が均衡する 100%前後が望ましいと考えられるが、臨時的な固定資産の取得等による基本金組入れが著しく大きい年度において一時的に急上昇する場合もある。この比率の評価に際しては、この比率が基本金組入額の影響を受けるため、基本金の組入状況およびその内容を考慮する必要がある。

### **事業活動収支差額比率**

事業活動収入に対する基本金組入前の当期収支差額が占める割合であり、この比率がプラスで大きいほど自己資金が充実し、財政面での将来的な余裕につながるものである。このプラスの範囲内で基本金組入額が収まっていれば当年度の収支差額は収入超過となり、逆にプラス分を超えた場合は支出超過となる。この比率がマイナスになる場合は、当年度の事業活動収入で事業活動支出を賄うことができないことを示し、基本金組入前の段階で既に事業活動支出超過の状況にある。マイナスとなった要因が臨時的なものによる場合は別として、一般的にマイナス幅が大きくなるほど経営が圧迫され、将来的には資金繰りに支障をきたす可能性が否めない。